

平成十二年五月二十三日提出  
質問第三四号

防衛庁における審議会等及び懇談会等の公開状況に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

## 防衛庁における審議会等及び懇談会等の公開状況に関する質問主意書

審議会等及び懇談会等の透明性を高めるため、政府においても「審議会等及び懇談会等行政運営上の会合の運営等に関する指針」（九十四年六月二十四日、審議会等ガイドライン策定のための関係省庁連絡会議申合せ、以下「指針」という。）や「審議会等の透明化、見直し等について」（九十五年九月二十九日閣議決定、以下「閣議決定」という。）を定め、その公開を進めているところである。

その一方で、防衛庁においては防衛秘密の名の下にその進み具合は芳しいものとはいえず、政府の見解をただすために以下質問する。国会法所定の答弁期間内に答えられたい。

一 指針では「審議会等の議事の公開又は非公開については、法令に別段の定めのある場合を除くほか、当該審議会等の決定に基づくものとする」（Ⅱ・５）と定めている。しかしながら防衛施設庁は、その審議会である「防衛施設中央審議会」の議事の公開に関し当該審議会の決定に基づかず独断で非公開にしていた事実が報道されている（九十七年五月七日付『毎日』夕刊）。

そこで以下の点につき明らかにされたい。

1 この当時防衛施設庁が、同審議会の決定に基づかずに審議会を非公開にしていたことは事実か。事実

であればその理由を明らかにされたい。

2 現在、同審議会の議事は公開されているのか。もし非公開であるなら指針に基づく決定がいつ行われたのか明らかにされたい。

二 指針の決定以来、防衛庁において設けられた審議会等及び懇談会等の全てに関し以下の点をそれぞれ明らかにされたい。

1 名称。

2 構成する委員の氏名及び職業。

3 設置期間。

4 議事の公開の有無（非公開の場合、その理由）。

5 会合の日時、開催場所、議題。

6 審議会への提出資料の件名の全て。

7 議事録の公開の有無（公開されている場合、いつの会合に関して作成されたものか。また非公開及びそれに代えて議事要旨を公開している場合、議事録非公開の理由）。

8 議事要旨の公開の有無（公開されている場合、いつの会合に関して作成されたものか。また非公開の場合、その理由）。

三 閣議決定で定める「一般の閲覧、複写が可能な一括窓口」（4・（3））は防衛庁においてはどこにあるのか、またそれは閣議決定で定めるように利用可能な状態が整えられているのか明らかにされたい。

四 議事録及び議事要旨の公開に当たって閣議決定は「一般のアクセスが可能なデータベースやコンピューターネットワークへの掲載に努める」（4・（3））とあるが、防衛庁のホームページには議事録は掲載されておらず、この点について政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。